|社の税務リスクを把握しよう

税務調査においては、コロナ禍でリモートでの調査が 広がったことに伴い、データによる資料提出等が求め られる機会が増えています。税務調査の傾向を確認し たうえで、中小企業が自社の「税務リスク」を事前に チェックする方法を解説します。

中央税務会計事務所 税理士・CFP 中島 由雅

> 調査はより効率的になったといえ 術対応もなされていることから、 定するという流れになります。 タ量が特段に増加しており、 近年は、海外データも含めてデ 調査選定漏れがないような技

よる調査に留めていました。 照会や来署依頼等の簡易な接触に 防止の観点から書面・電話による 定される事案等では、 方で、軽微な申告内容の誤りが想 ナ禍でも厳正な調査を実施する一 加する傾向にあります(図表1)。 幅に減少していましたが、再び増 実地調査の件数は、コロナ禍で大 ただ、平成30事務年度には9万 悪質な納税者に対しては、コロ 国税庁が発表している法人税 コロナ感染

件数が増加していくものとみられ たことを考えると、今後は調査の 9000件の実地調査が行なわれ

かから所轄の統括官等がさらに選 ムで一次選定が行なわれ、そのな 税務調査先の多くは、このシステ いるシステムを活用しています。 各種資料等のデータが保存されて の提出資料、調査履歴や収集した たって、国税庁は申告書や届出等 調査対象となる法人の選定にあ

税務調査の傾向 アフターコロナの

ます。 る部分が、ここ数年重視されてい 取引法人」「無申告法人」 と、「消費税還付申告法人」「海外 税等の調査事績の概要」による 国税庁の「令和3事務年度法人 に関す

消費税還付申告法人

(1)

による仕入ではないかといった調 引)を行ない、輸出売上 申告」では、国内仕入(課税取 し計上していないか、不正な業者 が着目されます。商品仕入を水増 して還付を受ける輸出業者の申告 税)により国内課税仕入部分に対 消費税法における「消費税還付 (輸出免

年以上になることもあります。 が終わるまでは還付が行なわれ 提供を求められた場合、 務署から還付に関する原始資料の 消費税の還付申告書を提出後、 対応になっています。たとえば、 正還付防止の観点から特に厳しい らの「預り金」という性質上、不 消費税は事業者にとって消費者か 査が厳しくなっています。 この輸出免税の取引に限らず、 場合によってはその期間が その確認

ま

図丰 1 法人税の宝地調査の状況

囚衣!					
事務年度	平成30	令和元	令和2	令和3	
法人税の実地調査 件数	99,000件	76,000件	25,000件	41,000件	
不正発見割合	21.1%	21.6%	26.5%	22.7%	
調査1件当たりの 申告漏れ所得金額	1,397万円	1,023万円	2,117万円	1,479万円	
調査1件当たりの 追徴税額	196万円	216万円	483万円	353万円	
簡易な接触件数 (消費税も含む)	43,000件	44,000件	68,000件	67,000件	

^{*}国税庁「法人税等の調査事績の概要」より作成

も仕入税額控除が認められないと 税率に関しても、 いった事案が増えています。軽減 になされているかが調査され、不 請求書等の原始記録の保存が厳密 だがある場合には、少額であって 仕入税額控除に必要な領収書や 8%の課税仕入

処では、 際的な脱税や租税回避への対 非居住者の金融機関口座

されることが増えてきました。 ないか、 の取引を誤って10%で処 領収書の記載内容を確認 2理して

(2)

いくものとみられます。

面で税務調査が年々厳しくなって

10

月からインボイス制度が始まる

制度・システムの両

消費税に関する処理

は、ことし

点を幅広く把握し、 行なう法人について課税上の問題 増加する輸出入取引や海外投資を 査が実施されています。 海外取引法人」につい より厳正な調 ては、

漏れ、国外関係者に対して独立企 業からのロイヤリティ収入の計上問題となる取引内容は、外国企 などが挙げられます。 い、その売却利益を除外すること 暗号資産取引を海外取引所で行な 売すること、近年注目されている 業間価格より低い金額で商品を販

に努めています。 交換要請を行なうことで実態把握 に対し、租税条約等に基づく情報 ていると見込まれる国の税務当局 海外取引については、 取引をし

調書が提出されるので、 握することができます。 金融機関から税務署に国外送金等 送金を行なう場合、 0万円を超える資金に関して、 また、国内の金融機関から海外 務署では海外送金の 1回当たり1 これによ 動きを把

注意すべき取引 法改正の影響と

法改正により、 税務調査に関係する法改正

(1)

仮装や隠蔽を行なった悪質な 後に開始する事業年度 2023年1月 か

1

換を実施しています。 諸外国の税務当局との間で情報交 すが、日本もこのCRSによって に交換するOECDのCRS 報を各国の税務当局間で自動 が効果を上げていま **(共** 的

(3) 無申告法人

しく取り締まっています。 揺るがすものとして、税務署は厳 わゆる「申告納税制度」の根幹を により税額を確定・納付する、 人が自ら決算・申告を行なうこと 無申告法人」に関しては、 V) 法

厳しくなっています。 収入の計上漏れに関する調査も

して、 が 等の親族の個人口座の履歴を確認 には、金融機関で代表者や配偶者 をチェックします。税務調査の際 金口座に売上代金を振り込ませ ないかを見ているのです。 特に、代表者等の個人名義 売上除外を行なっていないか 取引先からの売上等の の預 入金

金不算入とされました。 減らそうとしても、 事業者に対して、 たに簿外経費を持ち出して所得を また、2024年1月1日 税務調査等で新 当該経費は損 以

申告加算税が加重されます。 に法定申告期限が到来する税務調 査において、次のとおり過少

●売上に関する帳簿の提示等をし 帳簿への売上金額の記載等が、 なかった場合……10%加重

同じく3分の2未満の場合…… の1未満の場合……10%加重 本来記載等をすべき金額の2分

税務署の厳しい姿勢が窺えます。 こうした度重なる法改正からも 5%加重

産廃業者との取引は要注意

(2)

業者との取引は要注意です。 金属価格の高騰もあって、 廃

ケースが増えています。 仕入情報)を得て資料化した後 産廃業者に対する税務調査を実 取引先への税務調査を行なう 取引先情報 (金属くず等の

ないかを確認するためです。 れらの現金収入の計上が漏れ 等を産廃業者に売却したのに、そ このような取引は、 産廃業者は現金取引が多いこと 現場作業で発生する鉄くず 経営者や経 7

後

しばしばあります。 漏れが税務調査で発覚することも 行なわれていて、現金収入の計上 識がなくても、実は現場で取引が 理担当者は産廃業者と取引した認

税務調査の今後の傾向デジタル化の推進による

ト調査が実施されています。会議システム等を活用したリモーから、大規模法人を中心にWebから、大規模法人を中心にWeb

調査が増えていくでしょう。
紙ベースでの資料が多く、か
和はいかでは、当面、従来どおりの対
の、多様な資料がある中小企業の
の、多様な資料がある中小企業の
の、多様な資料がある中小企業の

はPDFに限られていましたが、なりました。当初、提出する資料・Taxにより提出できるように・Taxにより提出できるようにを等で提出を求められた資料をe

となっています。 現在はCSV形式での提出も可能

になるかもしれません。計のデータ提出も求められるよう検索が行ないやすくなるため、会のたことにより、データの抽出やったことにより、データの抽出やったことにより、データの抽出や

でおく必要が出てきます。 をったのかを説明できるようにし 処理について、誰がどのように行 なることも予想されますので、各 ていないか一層チェックが厳しく でいないか一層チェックが厳しく

また、電子帳簿保存法の改正にまた、電子帳簿保存法の改正にまり、インターネットによる取が収書等は電子取引のデータに該領収書等は電子取引のデータに該引、メールで受け取った請求書・引、メールで受け取った請求書・

その保存は、取引年月日、取引年の事業者は検索機能の確保は不要の事業者は検索機能の確保は不要の事業者は検索機能の確保は不要の事業者は検索機能の確保は不要の事業者は検索機能の確保は不要があります。

資料の提出要求が多くなると見込を問われることや、データによるは、パソコン上の資料の管理状況したがって、今後の税務調査で

が必要になります。

「取引先」ごとや「月別資料」等はず、パソコンのフォルダ等ではず、パソコンのフォルダ等ではず、パソコンのフォルダ等ではず、パソコンのフォルダ等ではず、パリコンのフォルが多いにままに

自社にあるかを確認するどのような税務リスクが

要があります。

中告の誤り等の税務リスクは、

中告の誤り等の税務リスクは、

中告の誤り等の税務リスクは、

ます。 チェックシートの活用が挙げられ点検と税務上の自主監査のための その一環として、申告書の自主

対に活用することを通じ、企業に対いて作成されたものです。 経営者が同チェックシートを有経理担当者が少人数の企業を念頭

がることを目的にしています。より、税務リスクの軽減にもつな計能力の水準を向上させることに

各点検項目をチェックしていくことで処理が正しいかどうかの点れることから、その問題点を是正れることから、その問題点を是正れるにとがらながあります。

それでは、自社の税務リスクを 軽減するべく、税務調査で指摘を 受けやすい部分を確認していきま しょう。主だった勘定科目につい しょう。主だった勘定科目につい その うえで、さらにいくつかポイント

現金

息の計上漏れを指摘されます。現金残高に差がないかが確認され現金残高に差がないかが確認されます。帳簿と実残高の差額の説明ます。では、現金と記定されるおそれがあります。役員貸付金と認定されると、貸付利息の計上漏れを指摘されます。

売掛金

ミングに要注意です。 に関しては、貸倒処理をするタイ 要です。長期間変動のない売掛金 要に、売掛金の残高の確認も重

しかるべきタイミング(回収不

おける日々の内部統制の強化と会

図主り 油質時に確認したい勘定科目-

凶表2	决昇時に傩認したい勘正科日一覧			
勘定科目	注意事項	確認事項		
現金	現金実査と期末帳簿残高に差額 がないか	領収書や出金伝票等の処理漏れがないか		
売掛金	決算期末において締後取引の計 上漏れの確認	決算期末から2か月後までの売上請 求書を確認		
期末棚卸 高	実地棚卸表の確認	決算期末から2か月前の仕入請求書 を確認		
貯蔵品	商品券・プリペイドカードの未使 用分	決算期末近くの購入を確認		
貸付金	貸付利息が適切に計上されているか	2022年で0.9%程度、資金源が金融機関の場合は金融機関借入利息		
外注費	個人の外注先に関する請求書、領 収書等の資料があるか	個人の外注先は、実態や形式が伴って いないと給与課税されるおそれがある		
役員給与	定期同額支給になっているか	議事録、非常勤役員の実態を確認		
賞与	決算時の未払賞与は全員に周知 し、1か月内に支給されているか	従業員への通知を行なった資料を確 認		
交際費	福利厚生費など他の科目のなかに 交際費が入り込んでいないか	領収書の内容(人数・目的等)を確認		
事務用品 ・消耗品	未使用のものが含まれていないか を確認	事務用品の受払帳等の有無を確認		
修繕費	固定資産の価値を高め、耐久性を 増す修繕がないか	請求書や修繕明細等の資料と実態で 確認		
減価償却 費	未使用なものを減価償却していな いか	期末直前の購入は納品日を確認		
雑収入	スクラップやくずの売却による収 入が漏れていないか	現金取引の有無と実態の確認		
固定資産	廃棄の際に売却収入が発生してい	売却したのに、除却として処理されて		

特定できずに否認されている事案 印 (3) 調整として損金算入が認められな ٤ 7 摘されています。 いおそれがあります。 いる商品券も、 紙等の貯蔵品計上漏れもよく指 期末時点での未使用の商品券や 処理が早くても遅くても利益 その交付相手が 営業等で使用し

が見受けられます。

(4)

能

時)

で貸倒処理をしておかない

期と同額だったとしても、 で家族経営の場合、 の資料の提示を求められます。 ないか、タイムカードや座席表等 スが散見されます。 の作成・保存を失念しているケー る株主総会が形骸化して、 役員給与に関しても、 作成・保存は義務となっている 給与に関しては、 役員給与が前 毎期行なわれ 架空人件費が 同族企業 議事録 議事録

外

要があります。 に毎年の作成と保存を徹底する必 税務調査時に慌てないよう

せず、

保管することが大切です。

手先から発行される領収書を破棄

が生じ、 ります。 す。 徴課税のリスクも出てきます。 を遡って否認されると、多額の追 として取引を行なっていて数年分 則課税の場合)が企業の負担とな てしまうと源泉所得税の徴収漏れ 注の場合は特に注意が必要で 仮に外注費が給与と認定され 消費税の課税仕入分 そのうえ、過去から外注 本

とが大切です。 告を忘れずに行なうように促すこ 発行してもらい、 を取り交わすこと等が重要です。 方確認のうえで、外注先と契約書 であり雇用契約ではないことを双 そのうえで、 それを回避するためにも、請負 請求書と領収書を 外注先に確定申

いないか

得ておくようにしましょう。 らインボイス発行の協力と理解を 除に影響するので、 行事業者か否かにより仕入税額控 れると、外注先等がインボイス発 また、 インボイス制度が導入さ v まの段階か

(5)

外注費では、 個人事業主 一や常駐

で、今後は仕入税額控除ができな 総括としては、インボイス おそれがあります。 0)

調査は年々厳しくなっていますの

とされるからです。消費税の税務 費税法上の請求書等に該当しない 行しているカード取引明細は、

消

領収書を保存してください すが、その場合はネット画

なぜなら、

カード会社が毎月発

書が発行されないケースもありま インターネットでの購入は、

屇

Ŀ

0

なりつつあります。 われがちであった部分もリスクに 化によって、これまで形式的と思 入や電子帳簿保存法等のデジタル

めた全社的なコンプライアンスの されていることから、 求められます。 ることを前提とした保存の徹底が 等の原始資料を速やかに提出でき ない帳簿の作成、 ためには、いままで以上に漏れの 企業の税務のリスクに対応する また、 請求書・ 罰則も強化 従業員も含 領収書

費税の税務リスク対策として

(6)

除却損

は、

カード取引による決済時に相

ないか

P登録。豊富な実績と経験をもとに、全国の商工会議所を中心にさまざまなセミナーを実施。 中央税務会計事務所所長。2005年税理士登録、2011年CF

にも努め

てください

27

リストの活用や社内規約の整備等

費処理等がないように、

チェック

入の計上漏れや説明のできない経 遵守がさらに重要になります。

収

領収